

一般社団法人日本生薬学会 細則

第1章 事業

第1条 会誌

定款第4条1に定めるこの法人の会誌は、通常年6回発行する。会誌の投稿規定は別に定める。

第2条 年会

定款第4条2に定める年会は、年1回開催する。

第3条 表彰

定款第4条4に基づき、次の6つの賞を授与する。生薬学会賞、学術貢献賞及び学術奨励賞候補者は、推薦時において以下のいずれかあるいは複数項目に関わることにより、本学会に貢献していなければいけない。1) 本学会発行の学会誌(Journal of Natural Medicines、生薬学雑誌)に論文を発表している。2) 年会において研究成果を発表している。3) 学会運営に貢献している(理事、代議員、学術誌編集委員など)。

- イ 生薬学会賞. The JSP Award (The Japanese Society of Pharmacognosy Award)
生薬学及びこれに関連する領域において、この法人を代表するに足る研究業績をあげ、世界の学術進歩に著しく貢献した研究者で、受賞年度の4月1日までに10年以上継続してこの法人の会員である者。すでに他の賞を受賞していても受賞対象とするが、この法人の学術貢献賞及び学術奨励賞の受賞者で、その受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。(若干名)
- ロ 学術貢献賞. The JSP Award for Scientific Contributions
生薬学及びこれに関連する領域において、優れた研究業績をあげ、生薬学領域の学術発展に顕著な貢献をなした研究者で、受賞年度の4月1日までに5年以上継続してこの法人の会員である者。すでに他の賞を受賞していても受賞対象とするが、この法人の学術奨励賞の受賞者で、その受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。(若干名)
- ハ 学術奨励賞. The JSP Award for Young Scientists
生薬学及びこれに関連する領域で、顕著な学術上の業績があり、将来の発展が期待される研究者で、原則として受賞年度の4月1日に40歳未満で、同日までに3年以上継続してこの法人の会員である者。(若干名)
- ニ 功労賞. The JSP Award for Distinguished Services
薬用植物の栽培・育成に顕著な功労のあったもの。生薬学及び関連する業界の進歩・発展のため顕著な貢献をした者。(若干名)
- ホ 論文賞. 選考の前年にこの法人の会誌に掲載された優れた原著論文。
- ヘ 小城記念海外派遣助成. 学術・研究の国際交流推進のため、助成年度の4月1日に満30歳未満の会員の海外で開催される国際研究集会等への参加助成。(若干名)

2 表彰受賞者の選考

- イ 生薬学会賞、学術貢献賞及び学術奨励賞受賞者は、会員の推薦により、表彰者選考委員会が候補者を選考し、理事会の審議を経て、会長がこれを決定する。

- ロ 功労賞受賞者は、会員の推薦により、理事会の審議を経て会長がこれを決定する。
 - ハ 論文賞は、編集委員会から推薦された論文について、論文賞選考委員会が選考し、理事会の審議を経て、会長がこれを決する。
 - ニ 小城記念海外派遣助成受賞者は、会長が決定し、理事会、代議員総会で報告する。
 - ホ 生薬学会賞、学術貢献賞及び学術奨励賞受賞者は、受賞の関連総説を生薬学会誌へ投稿するものとする。
- 3 表彰候補者の推薦は、推薦理由を記載した所定の推薦書に候補者の履歴書、業績目録などをつけて当該年の4月10日までに総務理事に申請する。
- 4 表彰受賞者には表彰状及び、次の副賞を授与してこれを表彰する。
- イ 生薬学会賞副賞. 1件につき100,000円の研究奨励金
 - ロ 学術貢献賞副賞. 1件につき70,000円の研究奨励金
 - ハ 学術奨励賞副賞. 1件につき50,000円の研究奨励金
 - ニ 功労賞副賞. 1件につき30,000円程度の記念品代
 - ホ 論文賞副賞. 1件につき30,000円の研究奨励金
 - へ 小城記念海外派遣助成. 1件につき200,000円を上限とする助成金(旅費及び滞在費)

第4条 会誌の交換

定款第4条5により、会誌の交換及び寄贈をすることができる。会誌の交換及び寄贈に関する規定は別に定める。

第2章 会員

第5条 会費の納入

正会員及び賛助会員は、年会費の全額を、所定の方式にしたがい当該年度の4月末日までに前納しなければならない。

- 2 この法人の会費は、次の区分によるものとする。ただし、既に退会した会員が再度入会を希望する場合には、これまでに未納の会費がある場合に限り、会費とは別に再入会手数料として1年分の会費相当額を徴するものとする。

(1)学術雑誌に関して、英文誌の冊子体及び電子版を希望する正会員の場合

個人会員（社会人学生を含む。）	会費年額	11,500円
団体会員	会費年額	19,500円
学生会員	会費年額	6,500円
賛助会員（一口）	会費年額	71,500円

(2)学術雑誌に関して、英文誌の電子版のみを希望する正会員の場合

個人会員（社会人学生を含む。）	会費年額	7,000円
団体会員	会費年額	15,000円
学生会員	会費年額	2,000円
賛助会員（一口）	会費年額	67,000円

第6条 名誉会員

定款第5条4に定める名誉会員は、次の各号のいずれかに該当するものとし、原則として70歳以上のものとする。

- イ 日本生薬学会の会長経験者。

- ロ 生薬学の発展に著しく貢献のあった者。
- ハ この法人の発展に著しく貢献のあった者。
- 2 名誉会員は、会員の推薦により、代議員総会の承認を得て会長が認定する。
- 3 名誉会員の推薦は、推薦理由などを記載した推薦書に、候補者の経歴書、業績目録などをつけて、総務理事に提出する。

第7条 永年会員

定款第5条5に定める永年会員の資格は、72歳以上で、年齢と会員継続年数の合計が122以上に達した正会員が、その年度以降にその旨を総務理事に申告し、代議員総会の承認を得て会長が認定する。

第8条 退会

会員で退会をしようとする者は、退会届を提出し、会費の未納がある場合は、これを完納しなければならない。

第9条 除名

会費を、学生会員にあつては6ヶ月以上、その他の会員にあつては1年以上滞納し、かつ催告に応じない者は、理事会の承認により、会長はこれを除名することができる。

- 2 連絡先、住所等を変更したにもかかわらずこの法人に通知せず、連絡が不能の状態で放置したものは前号に準じて除名することができる。
- 3 会費未納期間が学生会員にあつては1年間、その他の会員にあつては2年間に達した者については、理事会の承認を経ずに当該年度末で除名とする。

第3章 役員等

第10条 役員等の資格

理事、代議員及び監事は、就任時において年齢が70歳未満であることを要する。

- 2 前項の者は、この法人の会員の中から選任する。ただし、定款第11条第2項ただし書及び第26条第2項なお書の規定に基づき選任される者については、会員であることを要しない。

第11条 会長、副会長

定款第23条に定める会長及び副会長は、選挙管理委員会を設け、候補者選考委員の投票によって選考する。選挙管理委員会はその結果を会長に報告し、会長はその結果を理事会に提示し、理事会はその結果を参考にして候補者を選出し、代議員総会で決定する。

- 2 選挙管理委員会は総務理事、庶務理事及び財務理事によって構成する。
- 3 候補者選考委員は定款に規定する理事、代議員及び監事とする。
- 4 会長候補者
 - イ 現副会長を次期会長候補者とし、候補者選考委員による信任投票を行う。
 - ロ 信任投票において不信任票が過半数となった場合には、副会長選出法に準じて、会長候補者を選出する。
- 5 副会長候補者

- イ 副会長に立候補する者は、選挙がある年度の4月10日までに、立候補届出書、履歴書、業績目録を選挙管理委員会に提出しなくてはならない。
 - ロ 選挙管理委員会は立候補者の氏名、経歴、業績などを提示して候補者選考委員に選考、投票を委嘱する。候補者選考委員は立候補者の有無に関わらず、理事、代議員及び監事の中から候補者を推薦することができる。その場合には前項の提出書類を必要としない。また、推薦に先立ち、副会長への就任を辞退したい候補者は、選挙がある年度の4月10日までに、選挙管理委員会に申し出ることができる。
 - ハ 有効投票数の過半数の得票者を副会長候補者とする。
 - ニ 前項の該当者がなかった時は、3位までの得票者について候補者選考委員による投票を行い、最多得票者を副会長候補者とする。なお、上位同票者がある場合は当該候補者についての再投票を行う。
- 6 投票及び副会長候補者の推薦は、無記名、二重封筒にて総務理事宛に郵送する。もしくはWeb選挙システムでの投票も可能とする。

第12条 常務理事

次の3名の常務理事を選任する。またそれぞれの理事補佐をおくことができ、この理事補佐には任期開始前1年以内の次期理事予定者を当てる。常務理事補佐は、常務理事の職務を補佐し、理事会に出席し意見を述べることができる。

- 1) 総務理事（1名）は会務の執行を総轄する。
 - 2) 庶務理事（1名）は経常的会務を処理する。
 - 3) 財務理事（1名）は財務及び会計に関する会務を処理する。
- 2 理事会は、総務理事、庶務理事、財務理事の次期理事予定者を、それらの任期開始の少なくとも1年前までに選定しなければならない。
- イ これら3名の次期理事予定者を、それらが任期を開始する前年度において、それぞれの理事補佐とすることができる。

第13条 その他の役員

会長、副会長、常務理事の他、この法人に理事職として以下の役員を置く。

- 1) 支部長
定款第47条に定める支部長は、各支部の会務を総轄する。それぞれ該当する支部の支部長及び地区理事が協議のうえ、その候補者を会長に推薦し、理事会の議を経て、代議員総会で決定する。
 - 2) 編集委員長
編集委員長は、会誌の編集・刊行を総轄する。理事会で候補者を選出し、代議員総会で決定する。
 - 3) 地区理事
地区理事（8名）は、北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、近畿、中四国、九州の各地区で、地区理事及びその地区に所属する代議員が協議のうえ、その候補者を会長に推薦し、理事会の議を経て、代議員総会で決定する。
- 2 その他、必要に応じて専門委員または専門委員会委員長を置くことができる。

第14条 代議員

定款第 11 条に定める代議員は、会員分布を考慮して、地区理事が当該地区の候補者を会長に推薦し、理事会の議を経て、代議員総会で決定する。さらに、理事会で推薦する数名を選出する。

第 15 条 年会会長

年会会長は、当該年度の年会を主宰する。理事会で候補者を選出し、前年度までの代議員総会で決定する。

- 2 年会会長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第 16 条 監事

定款第 23 条に定める監事は、理事会で候補者を選出し、代議員総会で選任する。

第 17 条 表彰者選考委員

本細則第 4 条第 1 項に定める生薬学会賞、学術貢献賞及び学術奨励賞の選考にあたり、会長は副会長、総務理事、庶務理事、財務理事に諮った上、それぞれの表彰者選考委員を委嘱する。選考委員会は受賞候補者の審査について会長の諮問に応じる。選考委員の任期は 2 年とし、3 選は認めない。

第 4 章 会計

第 18 条 予算

翌年度分について会長が立案し、理事会の承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。

第 19 条 旅費

理事会、代議員、編集委員会等に、出席者の居住地または勤務先から、会議開催地までの通常往復旅費、必要に応じて宿泊費を支出する。勤務先等から本学会年会等旅費の支給がある場合は原則として支出しない。

- 2 功労賞受賞者については、本人の希望により居住地から授賞式開催地までの往復旅費、宿泊費を必要に応じて支出することができる。

第 20 条 学会表彰基金

表彰状、副賞（研究奨励金、記念品代）、必要に応じた旅費・宿泊費などに要する費用を支出する。

- 2 前項に関する費用は、学会表彰基金をこれにあてる。
- 3 必要と認める場合、代議員総会の承認を得て一般会計から費用を繰り入れることができる。

第 5 章 支部

第 21 条 支部

定款第 47 条に定める支部及び地区は次のように都道府県を区分する。国内の会員は在住地区に応じて支部に所属する。

- | | | |
|----------|---------|--------------------------------|
| 1) 北海道支部 | 北海道地区 | 北海道 |
| 2) 関東支部 | 東北地区 | 青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島 |
| | 関東甲信越地区 | 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・長野・山梨 |
| 3) 関西支部 | 東海地区 | 静岡・愛知・岐阜・三重 |
| | 北陸地区 | 富山・石川・福井 |
| | 近畿地区 | 滋賀・京都・奈良・大阪・和歌山・兵庫 |
| | 中四国地区 | 岡山・広島・鳥取・島根・香川・愛媛・徳島・高知 |
| | 九州山口地区 | 山口・福岡・佐賀・大分・熊本・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄 |
- 2 各支部長は支部会員の中から支部委員（若干名）を委嘱する。支部委員は支部の会務を処理する。支部委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 各支部長は支部の会務を理事会に報告するものとする。
- 4 各支部はその運営のために規約を設けることができる。但しその規約は本会会則を拘束するものであってはならない。

第6章 その他

第22条 編集委員会

編集委員会は、編集委員長、編集副委員長、編集委員によって構成する。編集委員長の推薦にもとづいて、編集副委員長及び編集委員を委嘱する。編集副委員長は委員長を補佐し、編集委員は会誌の編集・刊行の実務を行う。編集副委員長及び編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第23条 細則の変更

本細則の変更は、理事会出席者の2/3以上の同意を得なければならない。

第24条 会員である期間

この法人の会員である期間には、この法人の前身である日本生薬学会の会員であった期間を含める。

附 則

本細則は、平成25年10月23日から施行する。

附 則

本細則は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

本細則は、平成30年3月25日から施行する。

附 則

本細則は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

本細則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

本細則は、令和6年3月16日から施行する。

附 則

本細則は、令和6年9月14日から施行する。

附 則

本細則は、令和8年3月21日から施行する。